

医療情報・システム基盤整備体制充実加算開始のご案内

令和5年4月1日より、当センターでも、健康保険法の診療報酬算定に基づいて「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の算定を開始します。

受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意されなかった場合、追加のご負担が発生します。

※ 令和5年12月31日まで、特例措置に伴い以下の点数を算定致します。

ご受診の際はマイナ保険証によるオンライン資格確認にご協力をお願いいたします。

初診	●従来の保険証で受診された場合 ●マイナ保険証によるオンライン確認で情報提供に同意されなかった場合	6点
	●マイナ保険証によるオンライン確認で情報提供に同意された場合 ●紹介状をお持ちの場合	2点
再診	●マイナ保険証によるオンライン確認で情報提供に同意されなかった場合	2点
	●マイナ保険証によるオンライン確認で情報提供に同意された場合	加点なし

